

り可申哉。存候、其元様子次第、明後日參候様に可致候、奥申候は、折角參候而も指詰候而者、無詮存候間何こそ明日にも參度由に候御相談候而御申越待入候、將又槍重一組越申候、出家中へ御振廻候様に存候、序も候はば雲岩へ傳言頼入候、以上

三月六日

松 美濃守

龍興寺 岱首座

これは元祿十六年のもので、雲巖の危篤に迫つたときのことである、その師の病を憂ふる情の切なる様子がありくくと見える、雲巖はやがて左の

辭世を遺して、その月九日に寂した

老僧爲公蒙檀恩者幾乎二十年矣、加之、近頃老病逼躬醫藥昔問日幾度、誠親切丁寧、恰如父兄、如予禪和無眼、而將何報焉、欲說禪不會、欲談法不會法、不如以辭世一句、招羽林公之一笑

辭世云

涅槃生死 露柱懷胎

末後一句 鐵鉢三臺

雲岩全底

敬別

## 舊藩内外通債處分(上)

澤 田 章

### 一、序 言

明治四年七月廢藩を斷行せる結果、當時政府に於いては之が解決整理を要すべき幾多の問題は、

一時に山の如く集り、流石の當局者をして狼狽昏倒せしむる有様であつた。即ち舊藩引繼の土地歳入の整理問題、藩札の處分問題、秩祿處分問題等、何れも急速を要し而かも重大にして且煩瑣なる問題のみであつた。茲に述べんとする舊藩内外通債處分問題もその一である。

舊藩内外通債とは舊藩々に於ける内國債及び外國債の意味で、即ち内國人より稱借したる藩の債務、外國人より稱借したる藩の債務である。之を政府に於いて負擔消却する責に任じたのが、此の處分問題である。尤もこの處分の顛末は既に大藏省刊行の『國債始末』並に『國債沿革略』その外『明治財政史』等に詳記せられて居るのであるが、尙ほ盡さざる點があると思はるゝから、敢へてこの一篇を草したわけである。

## 二、内國債の始末

舊幕時代に於ける各藩の財政窮迫の有様は今茲に之を説明するの煩に堪へないが、何れの藩といへども殆んど財政難に陥らぬものはなかつたと言つて過言でない。而して財政難の結果は領内百姓の賦歛を重くし、或は貢租を前納せしめ又は領内の富豪に御用金を命ずるものが少くなかつた。去りながら貢租にも限がある。御用金も再三再四とあつては命を拒むものがあつた。そこで今度は百姓町人にも十分の格式を與へるとか、或は知行扶持を給するとか、其外苗字帶刀御免・乘馬紋服許可とか、あらゆる勸誘策を講じて金銀米穀を稱借したのである。斯くて領内の融通の途が塞がれば更に江戸大阪等の富豪に膝を屈して借財し、借財に借財を重ねると共に、一方には藩札を濫發し、或は正貨の私鑄をも企つるといふが如き有様で、一時を彌縫し、以つて明治維新に及んだのであつた。

かくて明治二年六月政府に於いて版籍奉還の處置をなすに及んで、所謂府藩縣三治一致の制を布くに至つたが、この時は舊藩主を以つて其知藩事としたのであつたから、知藩事即ち藩主であつて、依然舊慣を持續し、眞に大政一統の實を見るに至らなかつた。それ故各藩の舊債整理を行ふ如きは頗る難事であつた。難事といふよりは寧ろ不可能であつた。随つて何等一定の方針の立てやうもなかつたが、翌三年九月藩制を改定するに及んで、其中に従前の藩債は一般の石高に關する事故その償却年限の用途を立て、知藩事以下士卒に至る迄各其用度を節約し、家祿又は公廩費等より少し宛分賦償却すべき旨を令達することゝなつた。しかしこれとても極めて一部分しか實行した藩はなかつたのであつて、巨額の藩債に對しては、何れの藩といへども一朝にして皆濟せらるべきものでもなかつた。

然るに四年廢藩の令一たび出づると共に、京阪を始め各地の債權者は憂慮措く能はず、舊藩々に向つて調達金の返辯を迫るものが多かつた。遂には之が爲に出訴相續ぐの有様となつた。是に於いて政府は既に廢藩を斷行して大政統一を見たる以上は、舊藩の負債は當然政府の責任である、之は悉く收めて公然國債となす外はないと一決し、同年七月二十四日を以つて各府縣に發令し、舊藩債、士卒完祿、米金有高等を迅速精査し、往復日數の外、十五日間と限つて、之を大藏省に申告せしむることゝした。

ところが政府に於いて右の申告書を取調べて見ると、各藩區々、中には負債の事情の判明しないものや、詐偽欺罔の疑あるものもある。又負債の種類、期限の長短、消却の方法等頗る複雑であつて、殆んど手の着けやうがない。且つその債額も少からざる金高であつた。それ故この各藩の藩債

に對し、一朝にして償却の一定方針を立つるが如きは容易に望むべからざることであつた。而かもその償却の方法如何によつては、多數の債權者に或は政府の不公平を訴ふるものがないとも保證することは出来ぬ。是に於いて、政府部内にも種々なる議論が起り、既に各府縣に於いて償却の目途あるものは、之を詮議の上、政府の趣旨に乖戾せざる範圍に於いて、償却せしめても差支ないのではないかと云ふことになつて、太政官に稟議の結果、同年十月七日各府縣に布達し、舊藩償却の目途あるものは、其方法書を至急差出さしむることとした。而して若し之を差許して償却せしむる場合は、政府の趣旨に乖乖しない爲に、藩債消却取計心得を達することとした。

是時に當つて、債權者たる商人等の中には、諸藩負債の證券を内外人民へ典賣し、之に依つて一時に宿債を取還さんと謀るものもあつたが爲に、

同月各地一般債權者に對しては諸藩負債の證券を典賣することを嚴禁し、次いで翌十一月同じく一般債權者に對し、舊藩藩へ金穀調達の時日並に返済期限且利足の約定を明細に取調べ、證券寫を添えて至急大藏省へ差出すべき旨を布告し、各廳より發令後、三十日以内之を差出さざるものは、一切採用せざることとした。

かくて大藏省に於いては右の各府縣の消却見込書及び各債權者の明細書等を篤と調査した上で、藩債處分の一定方針を決する考であつたが、斯かる間にも既に償却期限を経過するものなどが出來て、債權者より出訴するものが少くなかつた。そこで司法省では其取扱方に困つて、至急一定の償却方針を沙汰せられんことを太政官に申言するし大藏省では一定の消却方針を立つるは容易の事でないから、當分債權者よりの訴訟は精々説諭を加へて採用しないやうに取計つて貰いたいと云ふわ

けであつた。しかし司法省としては單に説諭を加へて訴訟を受理しないと云ふわけには行かない。そこで訴訟せるものに對しては其藩債なるや、私債なるやを取調べた上、事實藩債と認むるものは追つて一定の消却法を政府より布達する筈であるから、それ迄訴訟預とする旨を説諭して歸すことゝなつた。

是等の事情で、大藏省にては一日も早く藩債處分の一定方針を立つる必要に迫られたが、爲に是年十二月十日改めて各府縣に令達し、曩に舊藩債消却の方法書を差出さしめたが、今般縣治御改定に附ては、右公債の分は取調の上、一定の處分をなすを以つて、爾今債權者共へ示談に及ばぬから負債本帳面へ證書寫を添えて 來申年二月晦日限り大藏省へ差出せ、若し期限迄に差出さなければ一切公債に立てないことゝした。尤も既に債權者へ示談し、改約等をしたものは、其明細を取調べ

往復日數を除いて、十五日限り大藏省へ差出さしむる旨をも令達したのであつた。然るに地方によつては、負債帳簿散亂の爲に、之が搜索調査に意外の時日を要するものもあり、又山間僻遠の地にあつては、交通の支障等の爲に、期日迄に大藏省へ申告し兼ねるものもあつて、期限猶豫を請ふものが尠くなかつた。仍つて大藏省にては、夫々一時の猶豫を聞届けたものもあつたが、尙ほ再延期をも請ふものが已まない有様であつたから、五年三月に至つて、改めて各府縣に令達し、右書類の差出期日は來る五月十五日迄延期することゝした。

### 三、負債取調掛の設置

當時大藏省は井上馨が大藏大輔として全權を双肩に擔つて、諸政務を裁決した時代であつて、大藏卿たる大久保利通は岩倉特命全權大使と共に歐

米巡遊中であつた。井上侯が能く廢藩後の紛糾、雜なる諸問題を短日月の間に解決して、兎も角も明治政府の財政の基礎を確立した事は、侯の絶倫なる奮勵と、快刀亂麻を斷つる英斷とに俟つところの多かつたこととは否むことが出来ない。聞くところに依れば、侯の大藏省にあるや、屬僚稠座の中央に陣取り、机上に堆積せる案件を一々處理して寸分の躊躇を許さない有様であつた。偶々屬僚仲間で疑義を喃々するものなどがあると、忽ち雷鳴の如き大聲を發して「不審の事は茲處に來て問へど、屬僚等も之には辟易して、自然事務の進捗すること水の流るゝが如くであつたと云ふことである。かくの如きは井上侯でなければ出来ない事であつたらう。

舊藩債の調査整理は實に意想外の難事であつたが、井上侯は五年二月二日省内に負債取調掛を設置し、各寮中より事務に練達せるもの一兩人宛を

選抜して専ら其任に當らしめ、掛長としては大藏少丞郷純造を之に任じた。後には三等出仕澁澤榮一も監督の任に當つて、着々調査整理を進めたのであつた。併し調査整理を進めると共に、藩債の處分方針に關して豫じめ確定を要する案件も少なくなかつたが爲に、二月二十四日井上侯は之を太政官に稟申して、其下知を請ふこととした。其稟申の案件は左の如くであつた。

舊藩々負債御處分ノ儀願出候内、舊幕府ノ節、舊諸藩  
へ調達有之候馬喰町郡代ノ扱金並ニ東叡山府庫金ト唱  
へ候貸付金ノ儀、御維新ノ年ニ於テ會計官右石金ヲ取捨  
評論ノ節、素徳川慶喜朝敵ノ罪命ヲ蒙リ、其家一度ヒ  
及亡滅、且輪王寺宮ニ於テモ賊徒ニ加擔被致、難被捨  
置形狀ヨリ王師ヲ勞サレ、御討伐ヲモ被爲在候御時勢  
ニ候テハ、一舉前ノ貸金、平定後採用無之方、條理ニ  
於テ至當ノ儀ト決斷仕、遂ニ棄損同様相心得候趣、至  
極尤ノ次第ニ付、方今專ラ調査罷在候舊藩々負債届帳  
ノ内藩數十二八九、多少トモ此貸金ニ關係セザルモノ

ハ無之候ヘドモ、無論前顯ノ趣ニ基キ、一切棄損當然ノ儀ト存候事

但本文ノ通タル上ハ、日光府庫金ハ勿論、右兩山中ニオイテ貸付候諸料物金、年番金、或ハ宿坊等ノ類其外其齋幕所領代官所ノ貸付及ビ大阪銅座其他各地ニ於テ幕金ノ借口ハ總テ前規ニ倣ヒ棄損可仕事

一、昨七月廢藩置縣以前、版籍返上仕候喜連川、狭山吉井、三田、津和野、大溝、龍岡、多度津等ノ舊藩々現今ニ至リ従前ノ藩債ヲ公債ニ顯出候向モ候ハ、廢藩置縣ノ格ニ視做シ處分仕可然哉ノ事

一、藩債届帳ノ内、衣食住炭薪蠟油筆紙墨或ハ日雇賃錢等、一時買掛代金拂滞ヲ公債ニ組入記載有之候ヘ共右ハ全ク借用證文ニ切替有之分ハ公私ノ別相糺、公用判然ノ分ハ公債ニ相立、通ヒ帳面ノミニテ勘定拂滞ノ口々ハ假令役場ノ印有之トモ、一切私債ニ視做シ可申哉ノ事

但兵器、書籍、車船或ハ官廳營繕等ノ類、確證於有之ハ公債ト視做シ可然哉ノ事

一、従前各藩用達町人ヨリ預ケ金トシテ差出シ置候金子、藩ノ預リ證文有之分ハ都テ公債同様ニ視做シ可然哉ノ事

一、前同斷出入農商ノ内ヨリ身元金ヲ出シ、於藩預リ置、春入米或ハ下掃除等ノ用辨致サセ來候向モ不少候ヘ共、是等ハ出入ト仰ギ候家ノ盛衰ニヨリ、畢竟損益ヲ占メ候事柄ニ候ヘバ、公債ヘ組込間敷品ト存候間、證書ノ有無ヲ不論消除仕可然哉ノ事

但用達申付ニ付、爲冥加金何程無利足ニテ借用杯ト有之口々モ本文ニ準ジ候事

一、藩債ノ内、版籍返上更ニ知藩事ニ被任候年月ノ借口ハ、其拜命ノ日ヲ不押シテ、已年七月ヲ境ニ公私債ノ別相立可申哉ノ事

但日境ヲ以テ取調候ヘバ、證文面都テ日附無之ニ付、更ニ府縣ヘ相達シ、日附取糺候節ハ取調方差問、事業遷延可相成ニ付、本文ノ通ニテ可然哉ノ事

一、靜岡斗南仙臺等ヲ始メ其他廢立ノ藩々負債ノ儀ハ

勿論、戊辰新立以來ノ借口ノミ點檢ノ上、公債ニ相立候心得ノ事

但新立ノ月ヲ境ニ證文取捨可仕哉ノ事

一、一橋從二位、田安從二位負債ノ儀ハ藩屏列中ノ借口ノミ前同斷ノ事

一、元矢島縣、田原本縣、志築縣、成羽縣、村岡縣等ハ舊幕ノ節、交代寄合ト唱へ、旗下筋ノ家ニテ、御一新ニ至リ藩屏ノ列ニ被差加候次第ニ付、外響ニモ相成候間、舊前ノ借口ハ一切取捨、藩屏ノ列ニ被仰付候月ヨリ取調可申哉ノ事

一、舊幕府ノ節、三家附家老ト號候左ノ面々、素諸侯ノ家節ニテ、御一新ニ至リ更ニ藩屏列ニ被差加候へ共右ハ三家へ附屬中ハ獨立シテ一方ノ藩務ヲモ不相勤制外ノ家ニ付、附家老在勤中年度ノ負債ハ一切私債ニ視做シ可然哉ノ事

但今尾縣、松岡縣、犬山縣、新宮縣、田邊縣ノ五縣

右の案件に對し、太政官に於いては同月三十日

を以つて伺之通と指令した。仍つて負債取調掛にては、この方針のもとに公債の採否を決定し、尙ほ公私曖昧にして取捨決定の困難なるものは假りに意見を附して井上侯の下に呈し、候より更に太政官に稟申して決裁を請ふたのであつた。

當時各府縣から申告した舊藩債の總額は、約八千萬圓に近い巨額であつて、其中には百年も百五十年も以前の古債があつた。甚しきは織田豊臣時代のものさへあつたと云ふことである。勿論この中から公私の區別を調査し取捨するにしても、政府の負擔は元利莫大の金額に上ることは明かである。然るに當時の窮迫なる政府の財政状態としてその償却は頗る難事であつたが爲に、出來得るだけ之を輕減する必要があつた。是に於いて舊幕府の慣例を調査し、天保改革に於ける貸金新政令を根據とし、是より以後に係るものは公債とし、その以前のもはすべて棄損すべき方針に決し、同

年三月二十七日更に井上侯より太政官に稟申して其裁可を請ふたのであつた。其稟申書は左の如くである。

舊藩負債一般御處分ノ儀、年度ノ區別最緊要ノ儀ニ有之、既ニ貸借ノ道天保十四卯年舊幕府ニ於テ元來相對貸借ノ分、此節限裁許不申付、自今貸出候分ハ前々ノ通り可及裁許候、是迄取上裁許日限等申付置候分ハ向後濟方奉行所ニ於テ取扱致間敷云々ノ發令ヲ參考シ、右卯年以前ノ部ヲ古借トシテ悉皆棄損シ、弘化元辰年ヨリ慶應三卯年迄二十四年間ノ部ヲ中借トシテ無利息五十ヶ年賦、明治元辰年以來ノ部ヲ新借トシテ二十五ヶ年賦三年据置、年四朱ノ利ト定、古中新ノ區別三種ニ相立可然哉ノ事

但新借利息勘定ノ儀ハ従前藩相成候月日ヨリ本文規則ノ通り渡方ノ積

一、元利組込證文ニ相成居候分ハ、假令舊幕中裁判ヲ受返濟約定相成居候トモ、元利引分取捨致シ可然哉ノ事

一、米銀錢等ノ儀各地方相場モ異候へ共、一定不致候テハ取調方差支不少候間左ノ通り取極可然哉ノ事

(米)各地方其場所ノ當中三月平均相場ノ事

(銀)去ル辰年銀目被廢候節大阪表留リ相場ノ事

(錢)百文八厘ノ割合ノ事

(舊藩札)各地方去未年七月十四日平均留リ相場ノ事

事

一、御賞典米引當ヲ以テ金子借入候口々不少、右ハ固ヨリ私有物ニテ典却ノ筋ニ相當リ、殊ニ往々返償モ出來致シ候事故、總テ私債ニ相立可然哉ノ事

但士族ヘ分與可致高ヲモ引當ニ借入有之分ハ公債

ニ相立可然哉ノ事

一、従前藩士ノ借財ヲ爾後藩勝手ヘ引受又ハ役員連名ニテ返辦可致等ノ證文金主ヘ遺シ有之、不條理ニ無之分ハ公債ニ相立可然哉ノ事

一、假證文遺シ置、追テ本證文ト引替ノ約定ニテ遂ニ其儘相成居候分、舊藩負債帳ニ明晰記載於有之ハ公債ニ相立可然哉ノ事

一、借用證文典賣致居候向、或ハ名前違ノ證文所持イ  
タシ候者、讓受ノ添紙有之分ハ、勿論添紙無之候テ  
モ原因篤ト相糺シ、疑シキ儀於無之ハ、舊冬十月禁  
令御發表以前ノ分ハ、御採用ノ方可然哉ノ事

一、貸主亡後、五等親ノ内ニテ證文持替有之分ハ禁令  
ニ不拘御採用相成可然哉ノ事

一、檢校勾當ヲ始メ其末流ノ者共、師或ハ弟子ノ名目  
ヲ以テ金子調達致シ置、本人亡後師弟ノ間柄ニテ互  
ニ證文持替ヘ居候分ハ妨無之筋ニ付、御採用相成可  
然哉ノ事

一、金主共全ク自己ノ勘定帳ヲ以テ申立、證書ハ勿論、  
假證文モ無之分ハ斷然棄損可然哉ノ事

一、諸藩ヘ調達金致候舊幕旗下ノ儀ハ主家ト共ニ一旦  
亡滅ノ姿ニテ、上野日光等ノ貸金スラ棄損ノ上ハ同  
一轍ノ理合ト存候間、一切消除致、戊辰年東西京ニ  
於テ朝臣被仰付候者或ハ靜岡藩家名相立候以來ノ證  
書而已御採用相成可然哉ノ事

一、宮華族其他名目ヲ以テ金銀貸付ノ儀、戊辰年三月

禁令御發表以前ノ分公債ニ相立候心得ノ事

一、負債ノ内、種々ノ講金若干有之、右ハ實直ノ貸借  
共違ヒ候金柄ニ候ヘドモ、廢藩ニ付テハ滿年ニ不至  
廢講相成、償却ノ道無之ハ無據次第ニ付、藩費ニ相  
用候分ハ公債ニ相立可然哉ノ事

但從前富ト唱候金種ハ非此限候事

一、諸國寺院ヘ舊幕家並ニ舊諸藩ヨリ祠堂金、祈年料  
或ハ供養料杯ト號候寄付金ノ類若干有之、僧侶私有  
之權ヲ恣ニシ利潤ヲ謀リ貸出候ハ從來ノ陋習ニテ舊  
藩々會計融通ノ爲メ調達ヲ請候向不少、遂ニ今日ノ  
宿債ト相成御處分可相成處、既ニ社寺ヘ舊藩々ヨリ  
寄付致シ置候祿高並ニ山林田畑町地等ニ至ル迄一切  
御停廢相成候上ハ廢藩置縣ノ末、假令證書差出公債  
ニ願出候共、御採用不相成方可然哉ノ事

但左ノケ條ハ諸寺院ヨリ獻金集財或ハ宗内ヨリ備  
置候金ニテ全ク僧侶ノ一身上ニ屬シ候義ニ付、御  
採用相成可然哉ノ事

(一)御門主永續料、知恩院宮ヲ云

(二) 知恩院宮參府用途金

(三) 同宿坊手當金

(四) 華頂宮用途金

(五) 御學殿御賄料

(六) 御門主御備金

(七) 御院家相續料

(八) 學席相續料法類出世官物金

(九) 宗務用途金一山相續料

右條件ハ芝増上寺一山ノ振合ヲ舉テ如此候此他ノ寺院ハ本文ノ成規ニ倣ヒ可申事

一、家作地面等ノ沽券狀及ビ米穀其他ノ品物質入借ノ分ハ有無不論、私債ト視做シ可然哉ノ事

但品物引當ト致置ノミニテ先方ヘ不差遣分ハ非此限候事

一、證文燒失致シ候後、更ニ藩ヨリ書替不相渡分ハ假令藩債帳ニ記載有之トモ正據トナルベキ者於無之ハ

棄損可然哉ノ事

一、切替證文ハ調達ノ初年ヲ押ヘ處分可致ノ處舊藩々ヨリ差出候根帳ハ勿論、金主取糺候テモ尙不分明

ニテ事實確定難致モノハ、中ノ年度ニ切替ノ分ハ古借トシテ新ノ年度ニ切替ノ分ハ中借トシ、各一階ツ、逆リ年度相定可然哉ノ事

一、何々守納戸要用或ハ且那手元入用ニ付云々ノ廉往々有之候、右ハ舊藩々區々ノ借入ニテ、公私ノ境界於實際發揮ト分析難致儀ニ付、版籍奉還以前ノ分ハ普ク公債ト見做シ可然哉ノ事

但本文ノ通り相成候時ハ舊知事從來手元ノ貯蓄金ヲ繰替、藩廳ヘ調達致居候類有之候ハ、公債ニ不致シテ相當ト存候事

一、證文幾通右元利合テ何千兩、内何百兩請取ト有之口々、根帳ハ勿論、金主取糺候テモ元入利拂ノ區別難相立分ハ斷然元入金ト見做シ可然哉ノ事

右條件相伺候至急御下知御座候様仕度候也

之に對し、太政官にては即日何之通と指令したのであつたが、實際藩債の種類の雜多で、之が調査處分に困難であつたことは、以上の幾多の案件によつても推知するに足るものがある。殊に大

藏省へ申告した藩債帳の證書面のみでは、眞偽不分明のものが少くなかつた。是等に就いては吏員を各地に派遣して實地調査をなさしむる必要があつた。而して詐偽欺罔凡百の奸策露顯せるものは嚴科に處する方針であつた。

要するに、此舊藩債處分の問題たるや、問題が問題であつただけに、不正奸計の徒は尠くなかつた。或は藩士と金主と合意の上で詐偽の證文を作製して、大藏省へ申告したのもあれば或は名義もなき物品を負債に加へたものもあつた。その他或は空券を作製したものもあり、或は負債の關係上、官有地を私有地と欺くものもあつた。又一面には大藏省の官吏に請托して出來得るだけ多額に政府の公債に採用して貰はうと運動するものもあつた。斯かる有様であつたから、井上侯は特に負債取調掛員を嚴戒し、掛長に命じて該掛員は一々誓詞捺印せしめ、毅然として彼等の誘惑に陥らな

いことを期さしめ、如何なる場合にも萬難を排して公明正大に之が處分をして、一步も假借するところなからしめたといふことである。その誓詞は大藏省に現存して居たのであつたが一昨秋の大震火に烏有に歸したと思ふから茲に參考の爲め掲ぐることにする。

誓詞之事

一、負債調ノ儀ハ不容易隱密筋之儀ニ付、決シテ他言等致間敷事

一、舊詰藩士ハ勿論、町人共ヨリ如何様ノ儀相願候ト

モ、堅ク相斷、聊ノ品タリトモ決テ受用致間敷事

一、負債ノ儀ニ付、如何ノ風聞等承込候節ハ、早速内

容可申上事

一、不審ノ廉ニハ互ニ論談ヲ爲シ、依怙負ナク良金

ノ方ニ相決候事

一、一切ノ書類一同念入、他所へ不爲亂様厚ク心付可

申事

右之通堅ク相守、決テ違背致間敷候、仍誓詞如件

壬申三月二十二日

齋藤揆<sup>㊦</sup> 三増和道<sup>㊦</sup> 野本高義<sup>㊦</sup> 日比野寛輝

<sup>㊦</sup> 野口時義<sup>㊦</sup> 筒井美清<sup>㊦</sup> 山田政發<sup>㊦</sup> 矢野

安利<sup>㊦</sup> 森脇簡<sup>㊦</sup> 和田道之<sup>㊦</sup> 今村前正<sup>㊦</sup> 岩

波美篤<sup>㊦</sup> 森知道<sup>㊦</sup> 足立愿雄<sup>㊦</sup> 山岐確司<sup>㊦</sup>

鶴見則敬<sup>㊦</sup> 稻垣房長<sup>㊦</sup> 齋藤公常<sup>㊦</sup> 後藤敬信

推太正路<sup>㊦</sup> 飯塚正直<sup>㊦</sup> 奥平重固<sup>㊦</sup> 飯島俊徳

<sup>㊦</sup> 川島董威<sup>㊦</sup> 山本武夫<sup>㊦</sup> 小寺直舉<sup>㊦</sup> 宮本

武定<sup>㊦</sup> 下山一敬<sup>㊦</sup> 紅露篤親<sup>㊦</sup> 山本寛<sup>㊦</sup> 正

田善道<sup>㊦</sup> 下川直正<sup>㊦</sup> 今村直心<sup>㊦</sup> 入江愼行<sup>㊦</sup>

白井珍儀<sup>㊦</sup>

郷大藏少丞兼戸籍權頭殿

不正奸計の徒に對しては、是年三月二十五日を以つて告諭を發して、詐僞欺罔が露顯せば重科に處するに就ては、是迄大藏省へ申告したものの、内で、若し一時の心得違より曖昧の所爲をなし、或は不取調の點を氣付いたるものは、各管轄廳へ自訴せよ、然らば自訴の廉によつて罪を免する、萬一

之を隠蔽して、後日露顯する時は、假令歲月を經過しても嚴重の處置をなすといふのであつた。此結果自首謝罪したのもも少くなかつたが、實地調査の進捗と共に不正行爲の發覺が相次ぎ、若し一々是等を檢舉したならば、時に一千有餘人を數ふる次第であつた。是に於いて大藏省にては事體容易ならざることゝし、翌六年四月になつて井上候は太政官に稟議して、右等奸計の徒は罪狀輕重あるも、之を概括せば監守自盜と詐僞取財との二科に該當するものであるが其事情を稽察すると、舊藩主並に士卒の爲に敢へて之を行つたものであつて、未だ嘗て私利を貪つたものでない、是れ封建の餘習知らすゝ大義を忘却したものであつて、其哀情は誠に憫諒に値するから、此際特別の恩典によつて一切自首の廉に擬して、無辜の御沙汰に仰出されたいと請ひ、遂に允許せられた。即ち自首赦免同様にして寛大至仁の處置を取つたのであ

つた。

かくて、六年十月になつて負債取調掛は廢止になつたが、藩債調査の結果に就いて見れば、大藏省へ各府縣から申告した總額は七千八百拾參萬貳千九百貳拾七圓四拾九錢七厘、この内四百萬貳千〇五拾貳圓九拾七錢參厘は外國債に屬するものであるから、内國債の申告總額は七千四百拾參萬〇八百七拾四圓五拾貳錢四厘であつた。而して公債として政府の消却に決定した總額は參千四百八拾六萬四千五百八拾貳圓八拾五錢五厘であつて、半數以下に輕減せられた。刪除せられた額の中では屆出期限を失したものが、若くは證據不十分の爲に棄債とせられたものが二百五十四藩、一千四百九拾七萬七千〇貳拾六圓六拾參錢七厘であつて、一番多額であつた。其次は天保十四年以前の古債が二百六藩、壹千貳百〇貳萬五千九百八拾壹圓九拾四錢七厘であつた。その他は各地の奉行代官等の

管理の下にあつた幕債、維新後再興又は新立せられた諸藩の舊債、特に藩主の請によつて私債償還としたもの、又債權者より債券を返上して支消を請へるもの等であつた。偽造欺罔等不正の行爲を以つて採用しなかつたものは十七藩、四拾八萬參千貳百貳拾六圓九拾壹錢參厘であつた。尙ほ是等に關する詳細なる表は「國債沿革略」「明治財政史」に掲げられて居るから參照せられたい。

#### 四、新舊公債證書の發行

舊藩内國債の内、政府の公債に立つべきものに對しては、現金を以つて之を交付せず、すべて公債證書を發行して之を交附することゝした。即ち五年五月三日を以つて井上侯が太政官へ稟議したのは左の通りであつた。

昨未年七月十四日廢藩被仰出候ニ付、舊藩々ニ於テ從前之舊債悉皆政府之公債ニ御引受相成候ニ付而ハ、歐

洲各國之方法ニ倣ヒ、新舊兩種之公債證書ヲ以御消却相成候様致シ度、尤右消却之順序ハ兼而伺濟之通、一ハ新公債證書ト致シ、御維新以來之舊藩債消却之分、則世五ヶ年賦三年据置利息付ニ有之、一ハ舊公債證書トシテ、天保十五年辰年ヨリ御維新以前迄之舊藩債消却之分、則五十ヶ年賦ニ有之、右兩種證書ヲ以御施行相成候ハ、下民一般之便ヲ得候ハ勿論、御威信相貫キ可申、依而前文兩種之見本相添、此段相伺申候

壬申五月三日

大藏大輔井上馨

正院御中

追而本文兩種トモ讓渡之儀、外國人ヲ除キ候旨掲載致シ候者、一體外國人民ニ勝手ニ讓渡シ致シ候而ハ萬一右證書悉ク外國人之手ニ落、將來御國損之懸念モ有之候次第ニ付、豫防之心得ニハ候得共逐日彼我同様之御處置ニモ相成候様致度之際、後年ニ涉リ候證書之外國人ヲ別視スル様掲示致シ置候モ頗ル局量狭小ニ相見ヘ、御體裁如何有之哉、因而右外國人云々ハ證書面ニテハ相除キ置、彌右證書發行之際ハ利

息渡方其外取扱規則書ヲモ相定、頒布候様致度ニ付、當分之處、右規則中ニ於而、前書外國人ニ賣買不相成旨禁止致シ置候ハ、他日何レニモ御處置致易キ儀ニ付、右之通取計候様仕度、此段モ併而相伺候也

(朱書)伺之通廻

『法規分類大全』『太政類典』『明治財政史』等には右の稟議を四月二十三日としてある。これは何れでも宜しい事柄ではあるが、最初或るものが誤つたが爲に、皆其誤を知らずに踏襲して來たことから起つて居る。歴史上の事柄は此類の誤が少くないから序に一言して置きたい。即ちこの四月二十三日としたのは、大藏省より太政官に稟議するに當つて、其草案を認めて豫じめ長官の一覽に供した時の日附である。この草案の文句を多少修正して、正式に太政官に稟議したのは五月三日である。大藏省にはこの草案も、本書も、大震災以前迄は現存して居たが、その草案には「壬申四月二

十三日 澁澤從五位」として起草者たる澁澤子の署名がある。「大藏大輔井上馨」としては居ない。

五月三日の分は前掲の如く太政官の朱書指令もあつて、一點の疑ふ餘地のないものである。加之ならずこの後幾もなく十月二十七日公債證書發行條例刊行の件について、井上侯より太政官に稟議した書中「新舊兩種の公債證書御發行相成候様致し度旨當五月中相伺候處、伺之通御允許相成」云々として、明かに五月中とあるによつても、四月二十三日にあらざることは知るに足るべきである。然るに最初史料調査の際、本書を見ずに只草案を見て本書の如く速了したが爲に、斯かる誤を來したものに相違ない。殊に明治財政史には稟議書の全文が引用してあるが、之は草案の原書にも據つたものでなく、他からの孫引で、而かも脱字誤字も少くないから、茲には煩を厭はず右の如く原書を引用しただけである。尙ほ『明治財政史』は一々

根本史料に據つて編纂されたものでないやうに思はるゝ點が澤山ある。そこに種々の誤があるのであつて甚だ信用の置けないことを附言して置きたい。

斯くて大藏省にては、新舊公債證書發行の允許を得ると共に、紙幣寮に於いて始めて公債證書の製造に着手し、一方には公債證書發行條例を起草制定するに及んで、是年十月二十七日更に太政官に稟議して條例刊行の儀を請ひて允許せらるゝに至つた。去りながら、是時に當つて負債調査は未だ全部結了した譯ではなかつたが、東京、大阪、京都三府の分は既に結了したから、先づ東京府の分から之を處分することに決定した。尤も愈々處分する日には、豫じめ一般に處分法を布告する必要があるので、翌六年一月十四日、井上侯は其處分法案を太政官に稟議し、同年三月三日第八十二號布告として舊藩々負債償還處分法を見るに至つた

而して新舊公債證書發行條例も刊行漸く成りて、同月二十五日普く布達することゝなつた。是れ我國に於ける國債條例の嚆矢である。この條例は十二箇條四十一節より成り、新公債舊公債の區別、證券の種類、償還年限、利子の割合、元利賦金の仕拂並證券の取扱等に關し、細大となく之を網羅し、證券の最少額貳拾五圓未滿の端金に對しては新舊公債の年限に應じて、一割引の算法によつて現金にて償還することゝした。又公債證書を交附する場合は、債權者より舊證文を差出さしめて交換する。若し其舊證文一通の中に公債として認めらるゝものと然らざるものとを二様包含して居るものは、其證文の裏書に内金何圓は公債として證書交附の旨を證印することゝした。又全く無證文のものに對しては、交附せる證書の領收書を徴することに規定せられた。尤もこの條例は愈實施するに當つて多少訂正を要する點があつて、一部の

改正を行つたが、八年五月に至つて更に改正布告を示して大體完成のものとなつた。併しこの後も改刪増補したことが屢あつたが、茲には是等の點に就いては『國債沿革略』等に譲つてすべて省略に従ふことゝする。

かくて愈公債證書を交附した總額は、新公債が二百四十六藩、壹千貳百八拾貳萬〇貳百拾六圓貳拾五錢貳厘、舊公債が二百二十八藩、壹千壹百貳拾貳萬〇八百四拾壹圓六拾參錢五厘、合計貳千四百〇四萬壹千〇五拾七圓八拾八錢七厘であつた。